

令和2年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 52号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	1

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第3号イ(イ)中「100分の1.9795」を「100分の1.9425」に改める。

附則第20項第2号イ中「107分の7」を「105分の5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第15項第3号イ(イ)及び第20項第2号イの規定は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用する。

令和2年5月20日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

法人の事業税の税率の特例に関する規定について、所要の改正をしたいので提案するものであります。